一項第一号に掲げる測定工具及び検査工具（一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下この項において同じ。）の取得価額が三十万円未満であるものを除く。）、第一項第二号に掲げる電子計算機（法人税法施行令第百三十三条又は第百三十三条の二の規定の適用を受けるものを除く。）又は同項第四号に掲げる試験若しくは測定機器（一台又は一基の取得価額が三十万円未満であるものを除く。）の取得価額の合計額がそれぞれ百二十万円以上である場合の当該測定工具及び検査工具、電子計算機又は試験若しくは測定機器とする。

一　法第四十二条の六第一項に規定する指定期間（次号及び次項第二号において「指定期間」という。）の初日前に開始し、かつ、当該初日以後に終了する事業年度　当該初日から当該事業年度終了の日までの期間

二　指定期間の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する事業年度　当該事業年度開始の日から当該末日までの期間

6　取得価額が七十万円以上のソフトウエアに準ずるものとして施行令第二十七条の六第三項に規定する財務省令で定めるものは、当該中小企業者等が当該事業年度（次の各号に掲げる事業年度にあつては、当該各号に定める期間に限る。）において、取得又は製作をして国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した同条第一項に規定するソフトウエア（法人税法施行令第百三十三条又は第百三十三条の二の規定の適用を受けるものを除く。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウエアとする。

一　平成十八年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度　同日から当該事業年度終了の日までの期間

二　指定期間の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する事業年度　当該事業年度開始の日から当該末日までの期間

第二十条の四第一項第一号中「旨を」を「旨が」に、「している」を「されている」に改め、同項第二号中「利用するもの」の下に「（次項第三号に規定する温泉保養施設及び国際健康管理・増進施設並びに同項第四号に規定する会議場施設及び研修施設（これらの施設に専ら附属する施設として設置するものを含む。以下この号において「温泉保養施設等」という。）にあつては、当該温泉保養施設等の利用につきその利用料金を除き一般の利用客に当該宿泊施設の利用者と同一の条件で当該温泉保養施設等を利用させるものである旨が当該温泉保養施設等の利用に関する規程において明らかにされており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により容易にその旨の情報を取得することができるものを除く。）」を加え、同条第二項第一号中「メリーゴーランド」を「メリーゴーラウンド」に、「係留施設並びに」を「施設並びに」に改め、同項第三号中「（宿泊の用に供する施設を備えたものを除く。）」及び「宿泊の用に供する施設を備えたものを除き、」を削り、同条第五項中「法第四十二条の九第一項の表の第三号の第三欄及び」を「施行令第二十七条の九第七項第一号ロ及び法第四十二条の九第一項の表の」に、「定めるもの」を「定める器具及び備品」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　施行令第二十七条の九第七項第一号イに規定する財務省令で定めるものは、専ら同号イに規定する開発研究の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下この章において「耐用年数省令」という。）別表第六の上欄に掲げる器具及び備品（同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

第二十条の五を次のように改める。

（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）

第二十条の五　法第四十二条の十第一項各号列記以外の部分に規定する財務省令で定める事業は、国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）第一条各号に掲げる事業とする。

2　法第四十二条の十第一項及び第二項に規定する財務省令で定める計画は、同条第一項に規定する実施法人の国家戦略特別区域法施行規則第三条第二項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第一項の事業実施計画（同条第三項において準用する同条第二項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）とする。

3　法第四十二条の十第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、専ら同号に規定する開発研究の用に供される耐用年数省令別表第六の上欄に掲げる器具及び備品（同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

4　法第四十二条の十第一項第一号イに規定する財務省令で定める事業は、国家戦略特別区域法施行規則第一条第二号に掲げる事業とする。

第二十条の六第二項中「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号。以下この章において「耐用年数省令」という。）」を「専ら同号に規定する開発研究の用に供される耐用年数省令」に改める。

第二十条の七第一項中「につき確認した旨を記載した」を「が確認できる」に改める。

第二十条の九から第二十条の十三までを次のように改める。

（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）

第二十条の九　施行令第二十七条の十二の四第十一項に規定する財務省令で定める者は、当該法人の就業規則において同項に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、次に掲げる書類のいずれかに当該継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合の当該者をいう。

一　雇用契約書その他これに類する雇用関係を証する書類

二　施行令第二十七条の十二の四第二項に規定する賃金台帳

（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十条の十　施行令第二十七条の十二の五第一項に規定する財務省令で定める書類は、システム仕様書その他の書類とする。

2　施行令第二十七条の十二の五第一項に規定する財務省令で定めるソフトウエアは、開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供されるソフトウエアとする。

（耐震基準適合建物等の特別償却）

第二十条の十一　法第四十三条の二第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、次に掲げる者の当該耐震改修対象建築物（同項に規定する耐震改修対象建築物をいう。第一号において同じ。）がその部分について行う建築物の耐震改修の促進に関する法律第二条第二項に規定する耐震改修（以下この項において「耐震改修」という。）のための工事により同法第五条第三項第一号に規定する耐震関係規定又は同法第十七条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することとなる旨を証する書類により証明がされた当該耐震改修とする。

一　当該耐震改修対象建築物の所在地の地方公共団体の長

二　建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関

三　建築士（建築士法第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）

2　法第四十三条の二第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者の当該特定技術基準対象施設（同法第五十六条の二の二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設をいう。以下この項において同じ。）がその部分について行う改良のための工事により同法第五十六条の二の二第一項に規定する技術基準に適合することとなるものである旨を証する書類により証明がされた当該特定技術基準対象施設とする。

第二十条の十二及び第二十条の十三　削除